

KC'sの事例から学ぼう

広告表示、勧誘や契約時の落とし穴

大学生による漫才やコントと、
えらい弁護士先生の解説でわかりやすく学ぼう！

消費者被害にあわないために具体的な事例を紹介し、KC'sの（差止請求）活動について理解をいただきます。また、消費者被害がどのように集団的に回復されるかをイメージしてもらい、新制度についても学習します。

日時：2016年3月18日（金）

10:30～12:30

参加費無料

場所：大阪府社会福祉会館 503号室

そもそも消費者被害ってなに？
身近なトラブル、そして被害にあった時、どうしますか？

タイムスケジュール

10:30 あいさつ

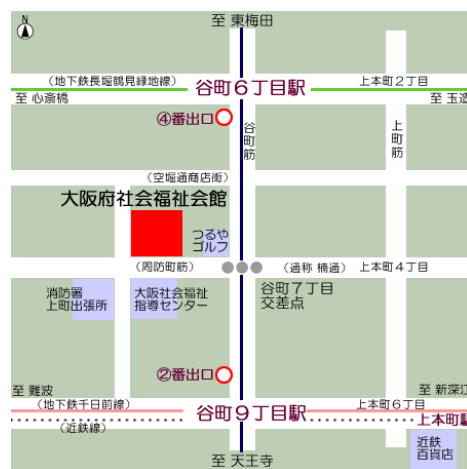
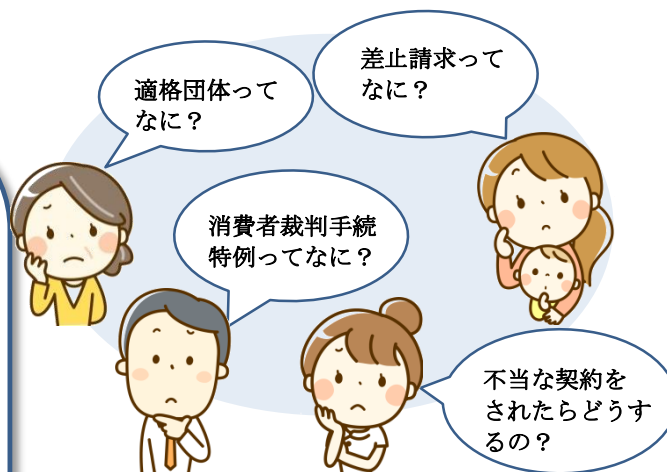
10:35 事例紹介

寸劇による事例紹介
解説 五條 操弁護士
(KC's 検討委員会委員長)

12:00 制度の内容を分かりやすく
理解する企画の予定

質疑応答

10:30 〆



地下鉄「谷町六丁目駅」下車
④番出口より谷町筋を南に 250m
谷町7丁目交差点を西へ 50m

主催 ● 消費者支援機構関西 (KC's)
大阪府生活協同組合連合会
全大阪消費者団体連絡会
なにわの消費者団体連絡会

お問い合わせ ● 大阪府生活協同組合連合会

TEL : 06-6762-7220 FAX : 06-6762-7296 E-mail : na-nakamura@fm2.seikyoku.ne.jp